

【別紙】

転用目的により必要となる添付書類

【特定建築条件付売買予定地の場合】

- ・農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書（案）
契約書には、以下の内容を記載してください。

- （１）当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね３月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- （２）農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、（１）の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されること。

※転用申請書の記載に当たっては、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領(平成31年3月29日30農振第4002農林水産省農村振興局長通知別紙)」を参考としてください。

【太陽光発電設備の場合】

- 1 FIT 認定を必要とするもの
 - ・経済産業省の事業計画認定通知書の写し
- 2 FIT 認定を必要としないもの
 - ・電力売電契約書の写し（自己託送制度を利用する場合を除く）
 - ・小売電気事業者を営もうとする者の登録通知（自己託送制度を利用する場合を除く）
 - ・送配電事業者との接続契約書の写し（自己託送制度を利用する場合を除く）
 - ・一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」（自己託送制度を利用する場合は添付）
 - ・事業スキームの説明資料